

# 航空安全プログラム( SSP )の改訂について

国土交通省 航空局  
安全企画室  
令和7年12月2日

# 航空安全プログラム( SSP )の改訂の方針

- 航空安全プログラム( SSP : State Safety Programme)とは、国際民間航空条約第19附属書に従い策定され、我が国の航空安全管理の体制・機能のあり方を定めたもの。
- 今般、ICAOにおいて国際民間航空条約第19附属書の改訂作業が行われ令和8年11月より適用見込みであり、これらに対応するためSSPの所要の改訂を行う。

## 改訂第19附属書の構成

### 第1章 定義、第2章 適用

### 第3章 航空安全プログラム

各国が、以下の4つの構成要素からなるSSPを策定することを要求。

**構成要素 1** 国が、航空安全の基盤となる法制度を整備すること、  
国の目標と方針を定めること等

**構成要素 2** 国が、特定のプロバイダへSMS実装義務付けること、  
収集した安全に係る情報からハザードを特定・リスク  
を評価すること等

**構成要素 3** 国が、検査や監査を通じて、事業者が安全基準を順  
守していることを継続的に監視すること等

**構成要素 4** 国が、航空業界内外へ安全情報の共有を促進し、  
積極的な安全文化の醸成を図ること等

### 第4章 SMS

プロバイダが実装すべきSMS要件を規定。

### 第5章 安全インテリジェンスの確立

自発報告制度の確立等、安全データ・安全情報の収集・分析・共有を  
通じ、安全対策に活かす仕組みについて規定。

準拠

## SSP改定案の構成

### はじめに/定義/構成と位置付け

**第1 航空安全当局の安全方針 (SSP Component-1)**  
安全目標(死亡事故・全損事故ゼロ、15年間で50%削減)、安全方針  
を設定。航空法規が整備されていることなどを規定。

### 第2 安全リスク管理 (SSP Component-2)

SMSの確立が求められるプロバイダが実装すべき内容や、安全に係  
る情報からハザードを特定・リスクを評価すること等を規定。

### 第3 安全の保証 (SSP Component-3)

検査、監査、その他の監視活動を継続的に行う旨規定。

### 第4 安全の推進 (SSP Component-4)

安全に係る情報を関係者と共有すること、安全文化の醸成等について  
規定。

### 第5 安全インテリジェンスの作成及び共有

自発報告制度の確立を含む安全データ・安全情報の収集や、分析・共  
有等について規定。

定義、構成と位置付け

| Annex 19 改訂内容   | SSP改訂のポイント   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 安全達成度(Safety performance)の定義について、定量的な測定のみによる測定が前提であったが、定性的な測定による指標の設定が認めることとなった。</li><li>✓ SPI(Safety performance indicator(安全パフォーマンス指標)について、安全達成度の定義更新に合わせて、定量的なものだけでなく定性的なものも設定できることとなった。</li><li>✓ SSPの管理において、ヒューマンパフォーマンスの影響を考慮するとの要件が新規追加。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 定義を更新。その他の用語についても表現の適正化のための修正を行う。</li><li>➤ 「構成と位置付け」において、人間のパフォーマンスの影響を考慮する必要がある旨を明記。</li></ul> |

第1 航空安全当局の安全方針 (SSP Component-1)

| Annex 19 改訂内容   | SSP改訂のポイント   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 危機管理において、航空安全当局の役割が適切に定められるとの要件が新規追加。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 1.3.4において、重大な事故・自然災害、テロ等に備え、他機関との連携・調整、情報伝達の手順等の航空安全当局の役割をあらかじめ定めることを明記。</li></ul> |

## 第2 安全リスク管理 (SSP Component-2)

| Annex 19 改訂内容   | SSP改訂のポイント  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ (サービスプロバイダ個々におけるハザードではなく、)航空業界全体を見渡した国全体で対応するハザードの特定及びリスク評価を実施するよう改訂。</li> <li>✓ 国全体で対応するハザードに対するリスク評価を踏まえて、リスク低減策の決定手順の確立・文書化の要件が勧告から標準へ格上げ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2.4において、国全体で対応するハザードを特定し、リスク評価する旨をSSPに明記。</li> <li>➤ 2.5.3において、特定された国全体で対応するハザードについて安全リスク低減策の決定プロセスをSSPに明記。</li> </ul> |

## 第3 安全の保証 (SSP Component-3)

| Annex 19 改訂内容  | SSP改訂のポイント   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ リスクベース監視(安全上の懸念や必要性がより高い分野に向けて監視活動を優先させる監視活動)に係る手順を確立する要件が勧告から標準へ格上げ。</li> <li>✓ 安全目標の達成に向けた進捗を測定・監視するために、必要に応じて定性的な安全指標(SPI)の設定が認められるようになる改訂。</li> <li>✓ リスク低減策の有効性を評価する手順の確立・文書化する要件が新規追加。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3.1.2において、より安全上の懸念がある分野を優先するため、「安全リスクプロファイル」を作成し、評価する手順を定める旨SSPに追記。</li> <li>➤ 3.2において、SPIが必要に応じて定性的なものとする旨をSSPに明記。</li> <li>➤ 3.3において、問題を解決するためにとられた措置の有効性について評価する手順を定め、実施する旨をSSPに明記。</li> </ul> |

## 第4 安全の推進(SSP Component-4)

| Annex 19 改訂内容   | SSP改訂のポイント  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SSPの機能、安全方針及び安全目標を、自国の航空活動関係者等に周知するとの要件が新規追加。</li> <li>✓ 航空活動関係者等における積極的な安全文化※の醸成の取組を実施するとの要件が新規追加。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 4.1において、安全方針及び安全目標を周知する旨をSSPに明記。</li> <li>➤ 4.2において、積極的な安全文化の醸成のための取組を実施する旨をSSPに明記。</li> </ul> |

※ 積極的な安全文化(Positive safety culture)とは、自ら安全リスクを管理するという考え方の下、航空安全当局及び航空活動関係者双方の組織全体及び組織内の経営陣を含む個人全体が、平時から積極的に安全リスクの更なる低減を志向し行動する安全文化

## 第5 安全インテリジェンスの作成及び共有

| Annex 19 改訂内容   | SSP改訂のポイント   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 収集する安全データ及び安全情報は、事故等が起きる前の潜在的なもの及び事故等が発生した後の事後的なもの両方を含むとする要件の追加。</li> <li>✓ 義務報告制度により収集された安全データ及び安全情報が、SDCPS※に組み込まれることとする要件の追加。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5.1において、事故等が起きる前の潜在的なもの及び事故等が発生した後の事後的なものを含む安全データ、安全情報を収集する旨をSSPに明記。</li> <li>➤ 5.1及び5.1.1において、SDCPSに該当するシステムを構築し、当該システムにより義務報告の収集等を行うことをSSPに明記。</li> </ul> |

※: SDCPS(Safety date collection and processing system)とは、安全データ及び安全情報 の収集、保存、集約及び分析を可能にするため、そういった機能を有するシステムのこと。個別の機能が複数のシステムにわかれてもよい。

第5 安全インテリジェンスの作成及び共有(続き)

| Annex 19 改訂内容  | SSP改訂のポイント   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 国際標準に準拠した安全情報の分類法(Taxonomy)を設定し、収集する情報に適切な分類を付与し、情報共有を促進する要件が勧告から標準へ格上げ。</li><li>✓ 安全情報の共有について、航空活動関係者へ当局からの共有に加えて、航空活動関係者間での共有・交換を促進することについて追加。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 5.1.4において、適切な分類法を設定し、適切に分類する旨をSSPに明記。</li><li>➤ 5.4において、航空安全当局から航空活動関係者へ情報共有を図ること及び業務提供者間での共有・交換を促進する旨をSSPに明記。</li></ul> |